

令和5年度第7回武蔵野市男女平等推進審議会 要録

日 時：令和5年11月15日(水) 午後6時～午後7時30分

場 所：武蔵野市立男女平等推進センター会議室

出席委員：諸橋会長、小林副会長、生駒委員、伊藤委員、大島委員、大田委員、篠原委員、高丸委員、中村(邦子)委員、中村(敏子)委員、三上委員、渡辺委員

1 開 会

2 議題

- (1) 前回の議事要録の確認
- (2) 第五次男女平等推進計画(案)中間のまとめについて
- (3) 第四次男女平等推進計画推進状況評価(令和4年度実績分)について

3 その他

4 閉 会

【会長】 皆さん、こんばんは。第7回武蔵野市男女平等推進審議会を始めます。本日は、計画案がございます。いろいろな議論をし、ほとんど全部検討していただいて、それなりに入れていただいています。今日は全体を通してこれを見ていただいて、また御検討をいただきます。それでは、資料の確認をお願いいたします。

それでは、前回の議事要録の確認について説明をお願いいたします。

【男女平等推進担当課長】 議事録について、何かありましたら、1週間を目途に事務局にご連絡をいただければと思います。

【会長】 では次の議題ですが、議題(2)に入って、こちらの中間まとめについて検討したいと思います。全体の流れとか、これでイメージがつかめるとは思いますけれども、最終的にはこれが立派な印刷物になって、大きく公開されることになります。

それでは、事務局から、中間まとめについて御説明をお願いいたします。

【委員】 すみません、その前に。ワーク・ライフ・バランスにこだわっている中村です。

それを実践するためにこの審議会からということで、本日も19時半ぴったりにや

めるという強い意思を持って始めるということで、残業というのはただらだらとしてしまっただけではなくて、意図を持ってば何とかなるということを我々から示したいと私は思っております。

【会長】 分かりました。おっしゃるとおりです。

【副会長】 一応18時5分から19時15分まで、おおむね1時間程度がこの案のほうで、その後、15分程度で評価を見るというぐらいの幅の中だという前提で行きましょうか。

【会長】 そういう感じですね。では、御説明をお願いいたします。

【男女平等推進担当課長】 まず表紙ですけれども、何年から何年の計画かというのが分かるように令和6から10と入れました。

それから、開いていただいて、3ページの前、2ページに「性別等の表記について」という注意書きを入れました。本文の中で「性別等」という意味に、男女だけではないという意味を含ませていますので、この注意書きを冒頭に入れてあります。

5ページです。いきなり前は社会情勢から始まっていたのですが、「はじめに」と入れて、条例に基づく計画で審議会に諮問して策定してきているという背景を最初に入れてあります。

それから5ページの中ほど、G7諸国の中で、同性婚や婚姻と同等の権利を保障する制度がないのは日本だけとか、結婚後に夫婦のいずれかの氏を選択しなければならないのも日本だけ、あと、女子差別撤廃条約の選択議定書を批准していないのは、日本と米国の2か国ですと。G7の中での状況についてこのように記しました。

5ページから7ページにかけては、体裁を整えまして、令和5年何月には、「令和5年」にはという同じ年が何回も出てくるような書き方になっていましたので、同じ年は1回しか出さずに、その段落の中で何月にとすることで、年ごとにまとめるようなスタイルにいたしました。

それから、7ページの東京都の動向のちょっと上ですけれども、「ジェンダーアイデンティティ」という言葉ではなくて「性自認」という言葉が適切だということで、法律はともかくとして、本文中には「性自認」という言葉を使うというお話でしたので、ここは「性的指向及び性自認」という言葉にしております。

飛びまして、14ページです。「武蔵野市の教育」とありますが、ここは「武蔵野市の学校教育」だったものを学校だけではないということで、「学校」を取っております。

それから、16ページ、17ページをお願いします。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の関連計画をどういう名前にするかということですが、「武蔵野市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」と入れています。東京都の計画は、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」とちょっと長いです。ほか、最近つくった立川市とか東村山市は、今、私のほうで入れていますこれと同じ言葉を使っています。なので、多摩地域の立川、東村山が先行的に使っていますので、それに倣ってということにしています。

17ページです。★印、「ひとり親家庭等への支援」も重点施策に残すというお話でしたので、こちらは★をつけております。

24ページです。現状と課題の中に「必要です」とありますが、これを「学ぶ機会を設けることも検討が必要です」となっていたのを、「検討」ではなくて、「必要です」とシンプルにしましょうということで、こういたしました。

それから、施策の方向性の中、出前講座などのところですが、もともと「性教育やデートDV等に関する出前講座」ということで、性教育というのをもう少し、デートDVとかも含めて広く性教育なのだという包括的な性教育という意味もあるということで、「男女平等の意識啓発、性や健康、デートDV、性の多様性への理解等に関する出前講座」と、ここは「性教育」という言葉を使わないで表現にいたしました。

それから、26ページです。事業の10番、「生活指導」という言葉がなかったのを「生活指導や進路指導」ということでこちらにしました。

30ページです。現状と課題の下のほうの網かけです。「引き続き男性の子育て・介護・家事や職業以外の活動への参画」という言葉でしたが、「参画」ですと男性がお手伝いみたいだというお話があって、男女共同参画社会基本法というようなところもあるので、言葉としては、「共同参画」という言葉を使っています。

それから、33ページです。施策の方向性の中に「市内企業」という言葉がありますが、「地域企業」や「市内企業」という言葉がばらばらに出てきていましたので、産業振興課ともお話しして「市内企業」という形にそろえました。

35ページです。25番、これは人事課の妊娠・出産・育児の支援ですが、「男女ともに仕事と生活を両立できる環境」だったのを、「男女ともに」ではなくて「性別等にかかわらず」という形にいたしました。

42ページです。44番に網かけがございます。内容は変わっていませんが、産業

振興課のほうで分かりやすく、意味が通じやすくするため書き換えをしています。

43ページも、「コミュニティー等において、性別等にかかわらず」ということにしています。防災のところですが、これが防災会議とかそういったところで、意思決定に女性が参画できる、参画が必要だということを施策として書けないかということがありましたが、課題意識としては書けるのですが、防災課とも話しをする中で、まだそこまで計画としては書きづらいということで、書けていないところです。ちなみに自主防災組織が、自主的に市内のコミュニティーとかで組織するのが70ほどありますが、その中で女性が代表をやっているところが20ほどと伺っています。

続きまして、47ページです。施策48番、出前講座のところですが。ここも網かけのところ「性教育」と言うと、狭義の意味なのか、広義の意味なのか難しいということでありましたので、中身を開いてこのように例示しているところです。

続きまして、53ページです。困難女性支援法関連の計画の部分です。民間団体と共同して取り組むことが大事だという御指摘がございましたので、「民間団体を含む」ということで、こちらも追記しております。

54ページです。72番、73番ですが、前は「相談」ということだけで、「支援」という言葉がありませんでしたが、新しい法律に基づいて設置されるのが「女性相談支援員」、相談と支援をする人で、単なる相談員ではないということで、名称をきちんとすることと事業名としても相談と支援をする体制ということで修正をしております。

それから、55ページです。現状と課題の「高齢者及び障害者虐待防止連絡会議を通じ、虐待の防止に努めてきました」とあります。これは御相談になりますが、用語説明が後ほどあるのですが、用語の説明をつけるかどうか、これで分かるのであれば特に要らないと思いますし、その辺りをお伺いしたいと思っております。それから、その下の網かけ、令和4年度子ども・若者の意識と生活に関する調査で、専業主婦とか家事手伝いにもひきこもりがいるというような記載がありましたけれども、それは違和感があるというお話もございましたので、その部分は削りました。

続きまして、60ページです。生涯にわたる性に関する健康施策のところ、「発達の段階や子どもの実態に応じた包括的な」ということで網かけして、追記をしています。

62ページ、これも子ども、性に関する教育のところですが、これも、「保育の中で自分の体の大切さを伝える取組みを行う」と、これは「子ども育成課」を所管課として入れています。区分としては、「充実」にしております。

66ページです。ヒューマン、男女平等推進センターの機能充実の部分ですが、以前は「課題・方向性について整理を行う」となっていたのですが、機能充実を図るために行いますので、「充実を図る」というように文章を終わらせています。

最後まで説明します。69ページ、病後児保育のところの、令和5年の目標値3,840人日は何だろうかというお話がございました。所管課に確認したところ、各施設の1日の定員掛ける施設数に年間の稼働日数を掛ける、要するに最大の延べ人数であろうということです。「人日」というのはなかなか聞き慣れない言葉ではありますが、子どもプランの中ではこういう言葉を使って計画を立てられているということでした。

続きまして、70ページです。目標値の設定のところになります。まず、ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合。これは議論としてありましたのは、現役世代に世代を区切って聞いたほうが効果的ではないか、ワーク・ライフ・バランスの意識を持って働いてもらいたいということであれば、世代を区切るのもありだよねというようなお話があったかと思います。事務局で考えましたところ、定年があるような会社で働いている人はそうですが、人生100年時代というようなこともあるなかで、個人事業でやっている方はそうでもないの、特定の世代で切るというよりは全世代で聞いたほうがいいのかと思っております。あとは、ワーク・ライフ・バランスを意識している人の割合はどうかという御意見もありましたが、昨年やった調査の中で、それに類する質問項目がなかったのが現状値がまずつくれない。それに対して目標値の設定も、根拠のない設定になるので難しいかと思ひ、この数字にいたしました。

それから、市役所内における男性の育児休業の取得率、これは例えば1日だけ育児休業を取っても取得したことになってしまうのではちょっと違いますよねというお話がありました。総務省で、男性公務員の育休取得率の目標を変えるというようなことをしているそうです。今は7年度までに30%でそれだけだったのですが、新しいところだと、7年度までに1週間以上取る人を85%、令和12年度までに2週間以上取る人を85%と、一定の期限、日数を意識して目標を立てるとしているそうです。人事課も来年度、特定事業主行動計画を立てる中で、その辺りを意識してつくってきたということでした。ちなみに中野区は、1か月以上取った人を数値としてカウントしているようでして、どうなるかは来年の人事のほうの計画次第と思っています。

それから、出産支援休暇の取得率も、1日ではどうなのかみたいなお話があったのですが、これはもともと2日しか取れない休暇なので、出産してから2週間以内に2

日を上限として取れるのが出産支援休暇なので、これはあまり短期とか長期とかはな
いのかと思っています。

それから、受けた暴力やハラスメントについて相談した人の割合。もともとDV防
止法を知っている人の割合が入っていました。法律を知っているということよりも、
何が暴力に当たるかとか、そういう内容のほうが大事なのではないかというお話があ
りました。昨年やった調査からその辺がうまく拾えないかと思いながら考えたのがこ
ちらです。これはなぜかといいますと、「暴力やハラスメントを受けて相談しました
か」、その次に相談しなかった人に、「相談しなかったのはなぜですか」というふうに
2段階で聞いています。相談しなかった人の理由として一番多いのが、相談するほど
のことではないと思ったとか、3番目が、自分は我慢すればいいと思ったとか、自分
も悪いと思った。そういうのがあるために相談しないということにつながると。

そうすると、逆に言えば相談するほどのことであるとか、我慢すればいいというわ
けではないのだよという認識が広まってくれば、相談した人の割合は増えてくるのか
なということで、DVの啓発が行き届いているかというところに、結果としてはつな
がる数値、今ある中で使える数字かと思って入れました。

それから、女性総合相談を知っている人の割合。今は女性総合相談と女性法律相談
を知っている人の割合にしていますが、調査を別々に聞いていますので、数字として
はどちらか1つにしたほうが分かりやすいので、総合相談の数字を使いたいと思っ
ています。

出前講座、前は「4校」という形でしたが、「5回」という形にいたしました。理
由としては、内容別ではなくて世代別に違いがあるのだよというお話がありましたの
で、小学生以下というか、幼稚園・保育園、小学生、中学生、高校、大学と各世代ご
とに適切なメニューを考えていくということで5回です。あとは、市内の学校とか保
育園が全部で幾つあるの？ と、それをこの計画期間中に埋めるような形でというよ
うな議論もあったかと思うのですが、保育園、認証とか認可とかに関わるのを見てい
くと50近くあります。幼稚園で私立が12校、小中高大も私立、公立を合わせると
100近くは行くわけで、これを男女平等の出前講座の枠で100校やっていきまし
ょうというのは現実的ではないと思っていまして、呼び水になればいいかと。一回ど
っかでやったのを先生方が聞いて、「よかったよ」という話が広まって、じゃ、自分の
学校でも予算をつけて来年呼ぼうかとかいう形で、呼び水的に広まるきっかけとして

考えていきたいと思っています。

乳がん、子宮がんの受診率についてです。職場で検診を受けている人もいるとしたらそこを除いたほうがいいというような議論もありました。健康課に確認したところ、既に職域で受診機会がある人を対象者から除いた数字になっているということなので、そもそもそういう数字になっているということでした。数字についてはそこです。

73ページです。これは四次計画と同じで特に変更ありませんが、男女平等の施策を推進する体制を図で示しているものです。

それから、あとは資料がずっと続きまして、86ページ以降が男女平等関係の年表です。古い部分は四次計画のものを生かしていきまして、91ページの2019年3月以降が新しく入ったところですよ。92ページまで続いています。

それから、114、115、116、これは本文を読んでいる中で市独自の言葉とか、市独自の施策とか分かりにくい言葉、用語一覧になります。介護職・看護職R eスタート支援金とかクオータ制の説明、あとは、115ページのジェンダーアイデンティティ、新しい法律で使われている言葉ですので、こういったところ。116ページに「武蔵野市パートナーシップ制度」についても、前はなかったのを入れたりしております。急ぎ足でしたが、以上です。

【会長】 ありがとうございます。我々の意見を大分入れていただいたり、関係部署に問い合わせさせていただいたりしていただきましたが、いかがでしょうか。

【委員】 そう、本当に。真摯に向き合っていただいたと思います。

1つだけ気になったのが、5ページの最初の「G7諸国のなかで」、単純に「令和5年現在」と入れておいたらどうかとは最初に気づいたのですが、それ以外は、入れるか入れないかも別にそんなに大きな話じゃないですけども。

【会長】 冒頭、どこに令和5年、最新の……。

【委員】 5ページの新しいところの、「G7諸国のなかで」と。まだ導入していないのは日本だけでありというのが、この平等計画がずっと残るとすると、ひょっとしたら変わるとなったら、「令和5年現在」って冒頭に入れておけばいいかなと思いましたが。

【会長】 これはどうでしょう、入れますか。

【男女平等推進担当課長】 入れます。

【会長】 では、2023年、令和5年現在、それを入れましょう。

ほかいかがでしょうか。お願いいたします。

【委員】 115ページの先ほどの用語のところ、「ジェンダーアイデンティティ」が出てきたと思いますが、これは「性自認ともいう」を入れておいたほうがいいかと思いましたが。

【会長】 用語として、最初のほうで「性自認」という言葉を使ったから、こちらの用語集の115ページも「性自認ともいう」と入れてもらったほうがいいと思います。ほかはいかがですか。

【副会長】 今の追加で、「LGBTともいう」の後に「性自認ともいう」だと、ごちゃごちゃしてしまう。性的マイノリティという言い方とLGBTという言い方は、多分ぴったり一緒ではないですよ。

【委員】 そうですね。

【副会長】 「LGBTともいう」が要らないですかね。

【委員】 要らないような気がします。

【副会長】 それなら、「性自認ともいう」って。

【委員】 LGBTだとこの4種類だけなので、性的マイノリティはもっと広い概念ですから。

【副会長】 渡辺先生、それで大丈夫ですか。

【委員】 LGBTだけはないですね。

【委員】 多分、今はLGBTQプラスとかになっているけれども、切りがないですもんね。取るかその判断は、渡辺先生と生駒先生に。行政文書的にだと、「含」と漢字で書いて「LGBT。」みたいな。

【委員】 いろいろな使われ方があって、総称として使われてしまうこともあるので、難しいところだとは思いますが、この計画自体には、本文自体にはLGBTは出てこないのでしたっけ。

【男女平等推進担当課長】 LGBTは使っていないですね。

【会長】 ないみたいですね。

【委員】 でも、用語集には入れるということですね。

【会長】 どうですかね。

【委員】 ちょっと判断に迷うところではあるのですが、総称で使うのは心もとないというか、用語でもあるので、なくてもいいかも。

【副会長】 ないと何かに差し障るかという、逆にそれがないから。

【会長】 あるいはSOGIのところで、これまでLGBTと使っていたとか。

【委員】 そこに入れてしまうとまた誤解が生じてしまうと思います。

【男女平等推進担当課長】 「LGBTも含む」ですか。

【委員】 ただ、これは一般の人も、「LGBTも含む」となったらすごく難しいでしょうね。かえって分からなくなってしまうかもしれない。

【副会長】 なければいけないという感じではないから、なくてもいいと思いますが。

【委員】 削除でもいいと思います。

【委員】 本文に使っていなかったら。

【委員】 もし入れるとしたら、「LGBTQなどともいう」とか。

【副会長】 正確にしようとする、きっと読んでもよく分からないみたいな感じになるのですよね。

【委員】 何も知らない市民が、この「出生時に判定された性別と性自認が一致し、かつ性的指向は異性というパターンに当てはまらない人々のこと」と言うと、それなりにいろいろ想像があって、「含むLGBT」と言ったら、LGBT以外は何だ？ と普通の市民は思って、そうすると混乱してしまいそうな気がするのです。

【男女平等推進担当課長】 法律の中自体にはLGBTという言葉は使われていなくて、名前が性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、これが一般に「LGBT理解増進法」と言われているだけであって、法律には使われていないです。

【会長】 では、削除にしましょう。正式な法律名じゃないのですね。「ジェンダーアイデンティティ」のところに「性自認」ですね。

【委員】 はい。

【会長】 これは入れましょう。ほかいかがでしょうか。お願いいたします。

【副会長】 すごく完成度が高いので、私は重箱の隅を突つくような形になってしまふのですけれども、言葉がこれで正確なのかというようなことで、30ページの「日頃の生活についてみると」というところで、先ほど読んでいただいたところでは、「育児・介護・家事への従事率」と補っていただいている、やはり「へ」が入ったほうがいいかな。あと何となく「育児・介護・家事」って、「家事・育児・介護」とかの並び

のほうが、家事は大体みんながしていて、それ以外のバリエーションとなるので一般的なような気もするのですが、どうでしょうか。もし確認していただいて、どうしてもというわけじゃないですけども、修正するなら、同じような文言を使っているところに全部修正をかけていただいたらいいかもしれません。

【男女平等推進担当課長】 これは理由がありまして、意識調査をしたときに、「育児・介護・家事」と書いてあって、それを「従事」という言葉を使ったのでこの並びにしています。その下は引き続き男性の、ここは「子育て」という言葉を使っているのですけれども、市の子ども施策なんかでは、「育児」じゃなくて「子育て」という言葉を使ってきているので、文章の中では「子育て」という言葉を使うように意識しました。

【副会長】 分かりました。それで結構です。42ページの44番、「NPO」の字は全角ですかね。市の発行物のルールに従っていただければいいだけです。

【男女平等推進担当課長】 はい。

【副会長】 あと、63ページの一番下の行ですが、「今後の課題・方向性について整理を行った上で」の「上」ですが、私が仕事で裁判とかで書くときは「うえ」と平仮名で書くのですが。

【会長】 市の基準に従ってもらえば結構です。ほかはいかがでしょうか。

【委員】 用語一覧のところ、114ページの「心のバリアフリー」について教えてください。最後の部分に、「全ての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」とあります。それを例えば、相互に理解を深めようとし、支え合うことにすることで問題がありますか。なぜならば、「相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり」と言うと、言語での対話のみが大切みたいなふうには私には読めてしまって、コミュニケーションって言語によるものだけではないですけども、理解を深めるというところが大事かと思うので、「コミュニケーションをとり」というのを削除するというのはいかがでしょうか。

【副会長】 そもそもこれはどこに出ている言葉ですか。あまり「心のバリアフリー」って用語集には出ているけれども、もともとどこで使っているのですか。

【男女平等推進担当課長】 59ページです。

【副会長】 事業名なのですね。

【男女平等推進担当課長】 なので、障害者福祉課がこういう文言を使って事業を

広報しているとすれば、それを使ったほうがいいですし、取ってもいいよというお話であれば、これは取ってもいいかと思います。

【副会長】 体系的な講習会、内容としてはそうなのですね。でも、多分これは何か出典があるのですよね。

【男女平等推進担当課長】 市の長期計画の用語で、この言葉が使われています。

【会長】 ちゃんと役所の定義があり、かつ59ページでこの言葉は事業名としてもあるから、生かす方向でいいでしょう。同じように用語集で、55ページの高齢者虐待防止の件は、ここを用語説明に入れるかはどうでしょうか。高齢者及び障害者虐待防止連絡会議か。ここを見れば、こういう連絡会があるのでいいのかと思いますが、いかがでしょうか。

【副会長】 分かるかと言ったら分からないですけども、分からないとどうかというほどのものでもないかと。

【会長】 特に入れなくていいでしょうか。

【委員】 特に、見ただけでは違和感はないでしょうけどね。

【会長】 説明まで要らないで、いいですか。ほかいかがでしょうか。

【委員】 40ページです。女性の地域活動・防災活動への参画というところの4行目、「令和5年4月1日現在で17.9%であり、さらなる女性の参画が望まれます」と書いてありますけれども、「望む」よりも「進めます」のほうが、強い意思を感じると思いました。

【男女平等推進担当課長】 よろしいでしょうか。上のほうは現状と課題ですので、「進める」という意思表示というよりは、課題、「進める必要があります」とか、そういう課題としての書きぶりのほうがいいかと思います。

【委員】 はい。

【男女平等推進担当課長】 「さらなる女性の参画を進める必要があります」でいかがですか。

【委員】 それで大丈夫です。

【会長】 ほかいかがでしょうか。70ページの目標で、女性の管理職とか育休の取得率、それから保育のところ、これは印刷時には埋まるのですか。

【男女平等推進担当課長】 来年度策定する計画ですので、このままです。

【会長】 分かりました、今回はこういう印刷になるということですね。

【男女平等推進担当課長】 はい。

【委員】 同じページで、先ほどのハラスメントの相談をした人の割合ですけれども、御説明を聞かなければ暴力を受けた人が増えるみたいな数字に見えるのですが、これはどうにかならないですかね。

【会長】 これを挙げた根拠や目標にした根拠の注書きであってもいいのかもしれませんがね。

【委員】 ほかの自治体などでも、こういう形で数値目標を掲げているところがあります。我慢しているというのが6割、この表現で相談しても良いことを伝え、数値目標を上げようとしています。でも、これだけ出てくると分かりにくいですかね。

【委員】 相談をしなかった人の割合にひっくり返したらどうですか。

【委員】 そうですね。相談しなかった人の割合を下げるという数値目標にするとか。

【委員】 両方するのもありかもですね。両方、相談した人の割合は上がっていて、それともう一つの段で相談しなかった人の割合が下がると、何だろうと思って逆に考えて、あ、ハラスメントを受けている人が増えているわけではないという読み方になるかもしれない。

【委員】 御検討ください。

【委員】 御検討ください。実際、その設問があって、その数値も出ているのですよね。だから、そんなに難しいことはないですよ。ということで一旦これは締めくくって。

【会長】 ついでに第三次特定事業主と、それから第六次子どもプランも、いつ出るのかというので何年作成予定とか、それが入っていたほうがいいのかもわからない。

【男女平等推進担当課長】 そうですね。書きたいと思います。

【副会長】 暴力とかハラスメントとかの認識自体が上がってくると、いろいろなものがハラスメントと暴力に当たるのだとなると、その中での相談割合は逆に低くなってもおかしくないと思うのです。比較的軽微なものが増えていくから。そういう難しさがありますので、別にこの文言をどうするかではなくて。

【会長】 認識が行き渡ることによって、あれもハラスメント、これもハラスメントで増えるか。

【副会長】 でも、相談するまでもないぐらいかなというものがどんどん認識され

ていくと、相談率は落ちるわけじゃないですか。

【会長】 なるほど、みんながこれは暴力だと分かれば、これは暴力だと自分で言えてしまうわけだ。

【委員】 逆でしょう、状況は。

【副会長】 ひどい暴力とか、ハラスメントでも程度がひどいものが暴力とかハラスメントだと思っていたところから、もっと相当軽微なものまで暴力やハラスメントに該当するんだという認識が変わってくると、どんどん認識係数が上がっていく。そうすると、軽いものだったら相談しなくてもいいやという人が増えていくので。

【委員】 いや、そうじゃないのではないかと思います。やはり重いものでもなかなか相談できない。

【副会長】 もちろんですが、それが暴力とかハラスメントを受けたけれども相談しなかったという人の割合を上げる要素になるのかもしれないなということです。

【男女平等推進担当課長】 例えば相談しなかった理由が幾つかあるのですけれども、自分さえ我慢すればそのままやっていけると思ったとか、こういうのがまずいと思うのです。

【副会長】 そうですね。

【男女平等推進担当課長】 今は20%ぐらいの人がそう思ったので相談しなかった。

【副会長】 今まで10のものが暴力とかハラスメントだと思っていたんだけど、だんだんみんなの意識が高くなって行って、もう少し軽いものも含めて100のものがハラスメントですよというふうになったときに、軽いから相談しないという人が増えると、相談した割合自体は下げ傾向になってしまうので、その実態を把握するのが結構難しそうだなと思ったという。

【市民活動担当部長】 おっしゃることはわかります。ただ、現状で相談できていない人が多い中では、今はこの目標を立てることとして、毎年の評価の中などで数字が何で下がらなかったか、何で上がらなかったかなど考えるということが良いかもしれません。

【副会長】 多分、それはどんなハラスメントを受けましたかに対する答えがないと分析しにくいのかもしいと思います。

【会長】 データの数字だけだと難しいですね。ただ、我慢すればよかったとか、

それが減ってくるのか、それからどんなハラスメントを受けたかという分析の中で行き渡ったのだな、だから減ったのだなとかいう分析ができるようになるかもしれませんが、当面はこの数字で判断するということでしょうね。相談した人の割合でもいいし、相談しなかった人というのが一番分かりやすいかもしれませんが、それで御検討いただければと思います。ほかいかがですか。

一通り出ましたかね。ちなみに85ページはパブコメの実施結果が出るのですね。

【男女平等推進担当課長】 パブコメは12月15日から1月5日にかけて市報に掲載し、ホームページに出します。パブコメでいただいた意見と、あとは市民意見交換会でいただいた意見を表にして、出された意見と審議会としての対応を表にて載せます。

【会長】 分かりました。84の調査結果はデータが出ますか。

【男女平等推進担当課長】 これはこのままです。

【会長】 本当に概要ですね。こういうことやったよというだけですね。

【男女平等推進担当課長】 はい。

【会長】 84ページの男女平等に関する意識調査概要は、正式には武蔵野市男女平等に関する意識調査ですか。

【男女平等推進担当課長】 正式な名称にします。

【会長】 では議題3を、資料3に基づいて説明をお願いいたします。

【男女平等推進担当課長】 資料3は、前回の御意見を反映させたところをご説明します。

まず、2ページです。「発達の段階や子供の実態に応じた」の前に「幼児期から」という言葉を入れたいということで、こちらを入れてあります。

それから、4ページです。職員の男性の育児休業取得率は高いが、取得日数が少ないのが課題であって、長期取得を促進するということが大事だというふうにお話がありましたので、入れてあります。なお、ここに出産支援休暇についてもというお話があったのですが、先ほどお話ししましたとおり、最大2日の休暇ですので、代表として育児休業ということにしています。

5ページの下のところです。防災会議についてですが、女性比率が低いという現状の数字を入れてほしいというお話がありましたので入れてあります。それから、「向上に取り組まれない」と。取り組む、検討するのではなくて、「取り組まれない」という審

議会からの御意見ということにしております。

前回からの修正点は以上です。

【会長】 いかがでしょうか。

【高丸委員】 8ページのところで、前回気づけばよかったのですが、「子ども達の実態に応じて」の「達」は基本、平仮名ですね。

【会長】 「達」をひらいていただきましょう。

ほかはいかがでしょう。2ページの太文字、最後の「まなこ」はかぎ括弧になっていますが、9ページの施策(5)のまなこはかぎ括弧が入ってなくて、「情報誌まなこを3回発行した」と「まなこを配架するなど」だけれども、これはどうしましょうか。上も「まなこサポーター」とかもある。かぎ括弧は要る？ 統一したほうがいか、細かい話ですけれども。

【男女平等推進担当課長】 かぎ括弧を入れたいと思います。

【会長】 媒体としての「まなこ」はかぎ括弧を入れてもらってもいいですか。

【男女平等推進担当課長】 一応、「まなこ」にはかぎ括弧をつけるという方針で。

【会長】 はい、結構です。ほかに何かありませんか。大体いいでしょうか。

【副会長】 やはり細かいのですが、3ページの施策(1)ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発の「まなこ115号で育休を取得した」なのですが、ほかで「育児休業」と書いているので合わせたほうがいいかなと思います。

【会長】 これは2か所出てくるな。「育児休業」としてもらいましょうか。

ほかはいかがでしょう。大体いいでしょうかね。

ほか、特にございませんか。そうしたら、これもほぼ承認いただいたということで、よろしいですね。議題はこれで終わりです。

【会長】 御発言いただいている方で、何か全体の感想とか、出来上がりとか、評価について、何かしらコメント等がございましたらぜひいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 地域防災への女性の参画というところで、これは何か防災課から、女性リーダーの育成とかそういうところまでは入らないということですか。

【男女平等推進担当課長】 地域防災組織自体をきちんとさせるところに苦勞しているということだと聞いています。

【委員】 本当に短い間によくまとめていただいたというのが実感です。特に女性

支援法という新しい法律をどう位置付け、どう織り込むかというのは課題だったと思います。困難という言葉の表現をどうするか、その意味でもよくできているかなと思っています。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 前にもこういうのを作ったときがありますよね。今回は統一がされていて、バランスがすごくいいと思いました。これはスタッフが成長して、すごいなと思います。

【会長】 ほかに何か御感想がありましたら、どうぞお願いします。

【委員】 5ページの社会情勢のところで、選択的別姓という言葉ではなく、この文言を入れていただいたことを私はすばらしいなと思いました。あの言葉にはいろいろ引っかかる方も世の中には多い中、その意味で、この文言に変えていただいたのはすごくよかったのと、女性差別撤廃条約の選択議定書のことも記していただいて、世界の中の動きも含めて、本当に感謝を申し上げたいと思っております。

【会長】 確かに選択的夫婦別姓って何か後ろ向きというかね。選択できるからいいという、そういう消極的な押し方ですね。

【委員】 とてもすばらしいと思いました。

【委員】 前計画よりも字も大きく、行間も広くなり、見やすいです。それと、5ページでG7の中での日本の位置がよく分かります。

【委員】 すばらしい。

【会長】 ありがとうございます。感想等で結構です。何かありますか。

【委員】 前回の四次計画は平成31年度から平成35年度となっていますけれども、令和5年度ということで、その期間の間にコロナ、一種のパンデミックがありました。これから令和6年度からの期間というのも、世の中の情勢が大分変化してきているので、どういうふうはこの計画が扱われて、またどういうふうになっていくのかというのはすごく興味深く思っています。

前回の計画よりもすごくまた進んでいるなというのは印象として思いましたし、世の中の方たちの理解も進んでいると思います。特に女性への暴力の問題については、先ほど相談する、しないというお話がありましたけれども、高齢者の虐待なんかもそうなのですが、こうやって虐待と出てくる先に、下のほうに不適切ケアとあって、顕在化しないものが渦巻いていて、先ほどもこれぐらいなら相談しなくてもいいという

のを、それが最後は大きなことになってきますので、そういうことを反映させたような計画というのはとても意味があるかと思って、皆さんの、結構長い時間の審議会なので、それなりに覚悟して来ていました。

【委員】 教育学が専門の私としては、幼児期からの保育とか教育のことがちゃんと明確に入ったのはすごくよかったと思います。それから、幅広く教育の内容も必要ということが読み取れるようになってきたので、それもよかったと思います。教育に関しては本当に言葉をつくるのが難しかったと思うので、本当に皆様の御意見と事務局の御苦勞に感謝します。ありがとうございます。

【委員】 保育園、小学校、中学校での取組みが進んでいくと良いと思います。

【会長】 ありがとうございます。おかげさまで子ども期からが大事だという御指摘をいただいて、それがちゃん織り込まれてよかったかと思います。

【委員】 これが本当に現実になっていけるといいですね。現場では少しずつ進展を感じています。

【会長】 ありがとうございます。ほかありませんか。

【男女平等推進担当課長】 そうしましたら、これから中間のまとめについてパブリックコメントを予定していますが、その際は、資料編は用語一覧だけにする予定です。本計画になったときに条例や法律などを入れたいと考えています。

【会長】 では、本日、第7回審議会を閉会したいと思います。どうも御協力ありがとうございました。お疲れさまです。